

労働者災害補償保険の休業補償給付等の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 7 3 1 万円

1 保険給付の概要

労働者災害補償保険(以下「労災保険」)の給付のうち、休業補償給付は業務上の負傷又は疾病による療養のため、また、休業給付は通勤による負傷又は疾病に係る療養のため、それぞれ労働することができない労働者(以下「被災労働者」)に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額^(注1)の60/100に相当する額とすることとなっている。

また、休業特別支給金は、被災労働者に対して、賃金を受けない日の第4日目から支給するものであり、その支給額は、一日につき給付基礎日額の20/100に相当する額とすることとなっている(休業補償給付及び休業特別支給金を合わせて「休業補償給付等」)。

労災保険制度では、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況等からみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる者が存在するとされており、一定数以下の労働者を使用する事業の事業主^(注2)(以下「中小事業主」)等が申請を行い、政府の承認があったときは、これらの者が労災保険に特別加入することが認められている(労災保険に特別加入した者を「特別加入者」)。

特別加入者に対する休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であることがその支給事由となることとなっている。そして、全部労働不能とは、入院中、通院加療中等であって、特別加入の申請に係る事業について、業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいうこととなっている。また、休業特別支給金の支給に当たっては、中小事業主等は、特別加入の申請に係る事業に使用される労働者とみなすこととなっている。

休業補償給付等の支給を受けようとする被災労働者(業務上の事由又は通勤により負傷又は発病した特別加入者を含む。)は、休業補償給付等に係る請求書(以下「請求書」)に所定事項を記載し、事業主及び診療担当者の証明を受けて、労働基準監督署長に提出することとなっている。そして、請求書の提出を受けた労働基準監督署長は、請求書を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省が休業補償給付等の支給を行うこととなっている。

(注1) 給付基礎日額 原則として、業務若しくは通勤による負傷が発生した日又は診断によって業務若しくは通勤による疾病の発生が確定した日以前の3か月間に被災労働者に対して支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額。ただし、特別加入者である中小事業主については、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額

(注2) 一定数以下の労働者を使用する事業の事業主 常時300人以下(ただし金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人以下)の労働者を使用する事業主

(注3) 業務遂行性 一般に、労働者が労働契約に基づき事業主の支配下にあることをいうが、通達によれば、中小事業主等については、特別加入の申請に係る事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合等に、業務遂行性が認められるとされている。

2 検査の結果

埼玉労働局管内の2労働基準監督署^(注4)管内において平成28年度から30年度までの間に休業補償給付等の支給を受けた特別加入者である2中小事業主は、休業補償給付等の支給を受けていた期間内に、特別加入の申請に係る事業のために業務又は作業を行うなどしていたことから、当該業務又は作業を行うなどしていた日については、療養のため業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能であったとは認められず、これら2中小事業主に対する休業補償給付等の支給額計1010万円のうち計731万円は支給が適正でなく、不当と認められる。

(注4) 2労働基準監督署 熊谷、川越両労働基準監督署